

電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の電気小売経過措置料金の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則の経過措置に基づく電気小売経過措置料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認することとなっている。

2023年2月2日付にて、経済産業大臣から、みなし小売電気事業者全10社のうち、電気小売経過措置料金の値上げ認可申請中の北海道電力、東北電力、東京電力 EP、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力を除く3社の電気小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求め(資料5-1)があったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたい。

2. 本年度の進め方(案)

1) 対象事業者

みなし小売電気事業者3社

中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力

2) 評価内容

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325 資第 12 号)(以下「審査基準」という。)第2(6)⑤に基づき、以下の基準に沿って確認を行う。

➤ <ステップ1>規制部門の電気事業利益率による基準

個社の規制部門の電気事業利益率(電気事業利益/電気事業収益)の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

➤ <ステップ2>規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額(一定水準額)を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討。(当該命令の発動までの評価フローは資料5参考資料参照)

また、2020年12月に審査基準が改正され、不適切な発注・契約による支出増(超過契約額)については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされたことから、当該支出増(超過契約額)があれば、それも反映して評価を行う。

3. スケジュール

2月下旬 料金制度専門会合での審議

3月上旬 本委員会において経済産業大臣への回答について審議

43 (参考)

44

45 電気小売経過措置料金に係る対象事業者

46

47 ■みなし小売電気事業者（全１０社）

事業者	決算月	原価算定期間	所管部局	評価対象
北海道電力	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外
東北電力	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外
東京電力 EP	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外
中部電力ミライズ	３月	２０１４．４～２０１７．３	本省	対象
北陸電力	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外
関西電力	３月	２０１８．４～２０２１．３	本省	対象
中国電力	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外
四国電力	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外
九州電力	３月	２０１９．４～２０２２．３	本省	対象
沖縄電力	３月	値上げ認可申請中	本省	対象外

48

○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
(抜粋)

第2 処分の基準

(6) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令
特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令
については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例え
ば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第
7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当
時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化、
一般送配電事業者又は配電事業者の託送供給等に係る料金の変動があるなど「社会的経
済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認
められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～④ (略)

⑤ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは
第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特
定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（算定規則
第19条、第33条、第36条若しくは第39条の規定により同令第19条第1項
各号に掲げる変動額、同令第33条第1項各号に掲げる変動額、同令第36条第1
項に規定する変動額若しくは同令第39条第1項に規定する変動額を基に特定小売
供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可
を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款
を届け出た場合又は同令第35条若しくは第38条の規定により同令第35条第1
項各号に掲げる変動額若しくは同令第38条第1項各号に掲げる変動額を基に特定
小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第
7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の
特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給
約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業
供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」
という。）第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第1
項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基
に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項
の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定によ
り同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第20条の4第1項各
号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気
事業法第19条第4項の規定若しくは改正法附則第18条第4項の規定により変更
後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認
可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金と
する。）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済
産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況
が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると
評価した場合であって、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手し
ない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただ

し、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第19条、第33条、第36条又は第39条の規定により同令第19条第1項各号に掲げる変動額、同令第33条第1項各号に掲げる変動額、同令第36条第1項に規定する変動額又は同令第39条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。）及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者（算定規則第35条又は第38条の規定により同令第35条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。）であって、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。以下ロにおいて同じ。）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であつて、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。）を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が事業報酬額（算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。）のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則

に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第22条、第23条、第37条又は第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。）及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者（算定規則第40条又は第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額又は同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。）であって、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。以下ロにおいて同じ。）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく

181 透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金
182 額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。)を加え、
183 法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）
184 及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤（一般需
185 要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、
186 財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が
187 事業報酬額（算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又
188 は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。）のうち特定需要に
189 係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一
190 般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第
191 19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の
192 供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

193 ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧
194 部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3
195 年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の部門別収支計算規則に基づいて整
196 理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理
197 された一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、
198 かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から
199 電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された特定
200 規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続
201 して零未満であること。

経 済 産 業 省

20230127 資 第 8 号
令和 5 年 2 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づく、みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

- ・ 中部電力ミライズ株式会社
- ・ 関西電力株式会社
- ・ 九州電力株式会社

法人番号 2180001135973

法人番号 3120001059632

法人番号 4290001007004

料金変更認可申請命令に係る審査基準（１）

資料 5 参考資料

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP

実施内容

補足

STEP 1 電気事業利益率 による基準

- ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値及び②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認
⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額（一定水準額）及び⑤自由化部門の収支を確認
⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、
又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

【STEP1～5 関連】

- ・ 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

料金変更認可申請命令に係る審査基準（２）

- STEP 3 以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 3 行政による評価

- 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認
⇒ 必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ

【STEP3関連】

- ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価

STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施

- 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施
⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ

【STEP4関連】

- ・ 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動

- STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認
⇒ 当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動

【STEP5関連】

特定旧法第23条第1項の要件

- ・ 料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき